

※ 2 : 原子力発電所における労働災害防止対策の徹底について

基発0123第3号
平成27年1月23日

原子力発電所における労働災害防止対策の徹底について

貴社福島第一原子力発電所の廃炉作業においては、昨年、労働災害が急増するとともに、死亡災害を含む重篤な災害が発生したところである。

こうした状況を踏まえ、本年1月16日に、福島労働局長から貴社に対して、労働災害防止対策の徹底について要請したところであるが、その直後に、福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所において、2日連続して死亡災害が発生したことは、誠に遺憾である。

廃炉作業はもとより、原子力発電所での作業を着実に進めるに当たっては、作業に従事する労働者の安全と健康を確保することが必要不可欠である。

については、特に下記事項に留意の上、労働災害防止対策に万全を期されたい。

なお、福島第一原子力発電所、福島第二原子力発電所及び柏崎刈羽原子力発電所に関する貴社全体としての取組を本年2月16日までに報告されたい。

記

1 基本的な考え方

原発事故に伴う高い放射線環境下において、多数の元請事業者が錯綜して作業している状況を踏まえ、東京電力は、単なる発注者ではなく、原子力施設の所有者であり、原発事故の当事者であるとの自覚のもと、当事者意識を持って施設内の労働災害防止対策の徹底に万全を期すこと。

また、本店も東京電力全体を統括する立場として、労働災害防止対策に危機意識を持ち、発電所、元請事業者及び関係請負人のみに対応を委ねることなく、主体的に労働災害防止対策に取り組むこと。

2 作業間の連絡調整の徹底

(1) 社内の連絡調整の実施

発注部署が工事を発注する際には、現場の状況等について、関係部署と正確な情報を共有した上、必要な調整を実施すること。

また、関係請負人に対しては、当該調整結果に基づき、作業箇所における設備の稼働状況等安全管理に必要な情報を確実に伝えること。

(2) 統括安全衛生管理義務者の指名等

同一エリア内で複数の元請事業者が工事を施工する場合には、労働安全衛生法第30条第2項に基づき、発注者が統括安全衛生管理義務者を指名し、その者に作業間の連絡調整等労働安全衛生法に基づく措置を実施させること。

上記のうち、同一エリア内で複数の発注部署が発注する工事が行われている場合に

は、発注部署間の連絡調整を密に行い、統括安全衛生管理義務者に対して、調整結果を確実に伝達すること。

(3) 関係請負人との情報共有

元請事業者が参集する連絡会議においては、元請事業者との間で認識を一にできるよう、上記2(1)及び(2)の内容のほか、発注部署が実施する労働災害防止対策、安全パトロールの指摘事項等安全衛生に関する情報を詳細に説明すること。

また、これらの情報等については、各元請事業者に対し、すべての関係請負人に確実に伝達するよう指示徹底すること。

3 元請事業者に対する指導援助

(1) 作業計画段階における指導援助

元請事業者の作業計画等について事前に確認し、必要な機材の手配、他の工事に係る工事工程の情報提供、線量管理のための線量測定結果の通知等の情報提供を行うほか、安全担当部署及び発注部署が有する安全衛生管理に係るノウハウに基づいた助言指導を行うこと。

また、必要に応じ発注者として管理する設備等について、労働災害防止や被ばく低減のための措置を講じること。

(2) 現場巡視の強化

安全担当部署及び発注部署による現場巡視を強化し、安全設備の設置、運用状況や作業方法を確認した上で、労働災害防止のための必要な指導を行うこと。

(3) 新規入場者教育の指導援助

元請事業者が行う新規入場者教育においては、作業経験の乏しい者に対して被ばく防護対策等廃炉作業に特有な事項に加えて、安全な作業のために必要な基本的事項を理解させる時間を設けるよう指導すること。

4 緊急時の医療体制の強化

(1) 搬送時間の短縮を図るため、救急搬送体制の強化、ドクターヘリの積極的活用を図るとともに、重傷の傷病者に対する救急処置が直ちに実施できるよう、必要な保健・医療体制を検討し、診療室等に必要な医療関連職種を配置するとともに、救急処置のための医療資材・設備を確保しておくこと。

(2) 原子力発電所施設の労働者に対する適切な医療体制の構築を目的とする、県の保健医療部局、消防部局、近隣の医療施設、原子力施設及び都道府県労働局その他関係機関による連絡協議会を原子力施設ごとに設置するため、関係機関との調整を行うこと。

5 被ばく管理の徹底

放射線業務に従事する労働者の被ばく管理に細心の注意を払うこと。特に、福島第一原子力発電所においては、今後、原子炉建屋内やその周辺における高線量下での作業が予定されることから、労働者が受ける線量の低減化対策を一層進めること。

なお、上記2(1)及び(2)の連絡調整においても、線量測定結果や被ばく低減措置等について確実に情報の共有を行うこと。